

諮問事項3

# 墓地等の経営の許可に関する条例等 の一部改正について

和光市墓地等の経営の許可等に関する条例  
和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例

市民環境部環境課



# 1 改正の必要性(背景)

市民の祭祀ニーズが変化・増大しており、現行条例(墓地等の経営の許可に関する条例・ペット霊園等の設置及び管理に関する条例)では十分に対応することが困難となっている。





## 2 検討の端緒となる事案と改正の方向性（墓地条例）

### いわゆる「樹木葬」への対応

市内の墓地・霊園において「**樹木葬★注**」が増加しているが、現行条例の規定(墓地12)では、墓地の区域を増加させた場合、規則に定める基準にあわせて緑地帯も増加させなければならない。

#### 【問題点】

- ① 条例施行前から存在する墓地等では条例の緑地基準を満たしていない例が多く、**墓地拡張の際の負担増が支障**となっていること。
- ② 樹木葬の普及に伴い、区画を増加して樹木葬用の区画とする例が増えてきている（今後さらに増加が予想される）が、**樹木や草花を用いる樹木葬用区画の増加に対して条例の規定どおりに緑地帯を増加させることは、費用も含め二重の負担となること。**



## 《参考》樹木葬とは①

一般的に「『墓地、埋葬等に関する法律』による許可を得た墓地（霊園）に遺骨を埋葬し、遺骨の周辺にある樹木を墓標として故人を弔う方法」とされている。

今般の議論における「樹木葬」とは、骨壺を用いた「散骨」に当たらない埋葬方法を前提としている。

※ 海や山に焼骨（遺灰）を撒く、いわゆる「散骨」について、国は「墓地、埋葬等に関する法律においてこれを禁止する規定はない。この問題については、国民の意識、宗教的感情の動向等を注意深く見守っている必要がある。」との見解を示している。

★民間の寺院における樹木葬イメージ  
木の根元にある石（墓標）の下に骨壺が収められている。



★公営の代表的な樹木葬（横浜市営メモリアルグリーン）  
2006年に開設した日本初の公営樹木葬。  
シンボルツリーの下に直接骨壺を埋葬する形式。  
この他、同形式の公営樹木葬として「都立小平霊園」、  
「公営稲城・府中メモリアルパーク」などがある。

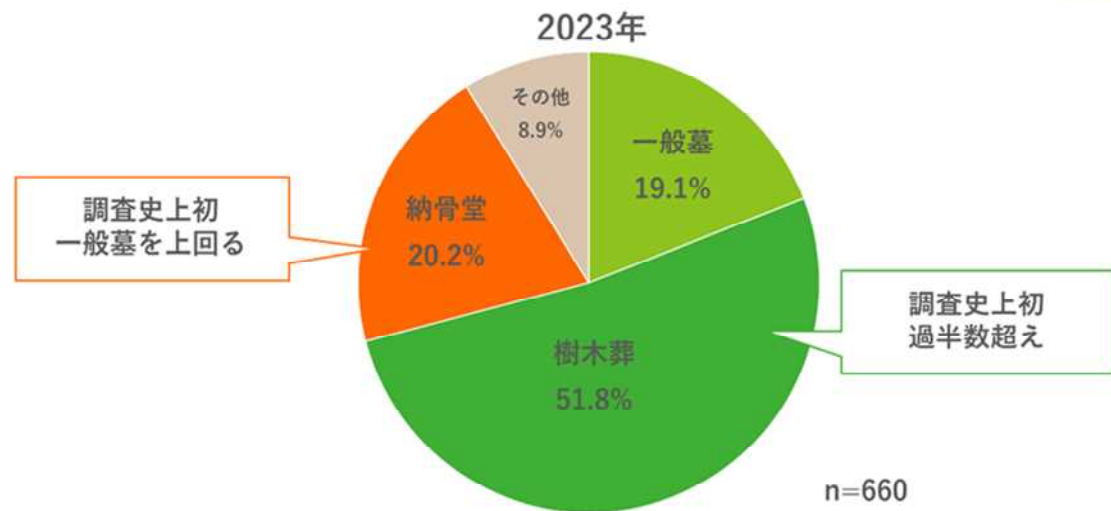


## 《参考》樹木葬とは②



▼写真は都市部で普及が進む樹木葬のイメージ。  
埋葬区画(骨壺を収納するスペース)は小規模で、  
樹木や草花をあしらい従来の墓地・墓石とは見た  
目の印象が大きく異なっている。

購入したお墓の種類



一般墓：墓地に区画を設けて設置する墓石型のお墓  
樹木葬：墓域内を樹木や草花で飾ったお墓（自然葬、樹林墓地なども含む）  
納骨堂：主に室内にある棚式やロッカー式のお墓（堂内陵墓も含む）  
その他：合祀（合葬）・散骨・手元供養など

▼民間事業者が実施した調査  
から「樹木葬」の普及が進ん  
でいることがわかる。

2023年調査では、樹木葬を  
選択する消費者が51.8%とな  
り、過去の調査との比較では、  
2018年の24.9%から5年間で  
26.9ポイント増となり、大幅  
な伸びを示している。

これに対して一般墓は2018  
年の46.7%から5年間で27.6ポ  
イント減となり、埋葬ニーズ  
全体が大きく変化している。



### 3 条例改正と課題解決手法の検討（墓地の施設基準①）

#### ① 墓地条例第12条（施設の基準）

墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合であって、**公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。**

##### (1) 墓地

ア 墓地の境界の内側に、当該境界に接し**規則で定める緑地帯**を設け、かつ**当該緑地帯の内側に、生け垣等を設けること。**

イ 墳墓を設ける区域内には、**緑地を適正に配置**すること。（以下略）

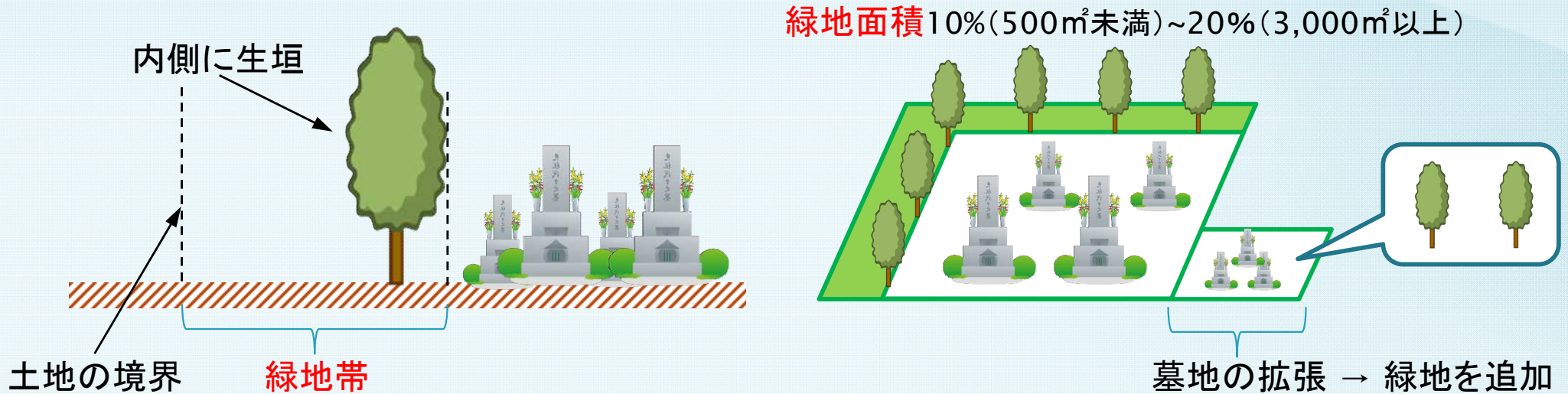
#### ② 墓地規則第11条（施設の基準）

墓地の区域面積	緑地面積	植栽基準
500㎡未満	墓地の区域面積の10%以上	緑地面積10㎡あたり、高木1本以上及び低木20本以上とする。（高木とは、成木時3.5m以上、植栽時1.8m以上の樹木をいい、低木とは、それ以外の樹木をいう。
500㎡以上3,000㎡未満	墓地の区域面積の15%以上	
3,000㎡以上	墓地の区域面積の20%以上	

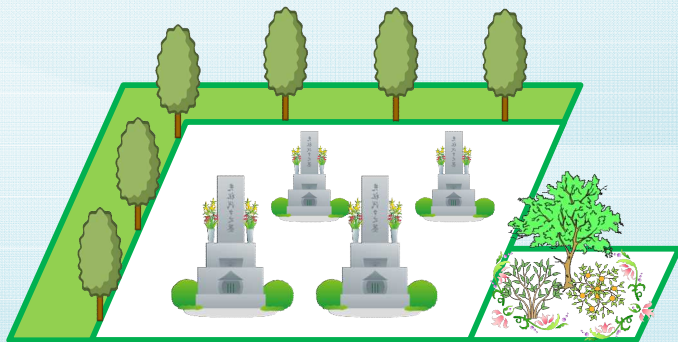


### 3 条例改正と課題解決手法の検討(墓地の施設基準②)

#### (1) 現行基準による取扱



#### (2) 拡張部分が「樹木葬の場合」でも従来の規定どおり緑地面積を追加すべきか？



▼ 条例により緑地率や植栽の基準を設けているのは、墓地が一般的にいわれる嫌悪施設として認識されていることに配慮したものであると解するのが自然であるが、樹木や草花を用いた樹木葬では、従来の墓地に対する市民感情を和らげるものであるといえるため、樹木葬を新設する際にも現行の基準どおり緑地を設けることに実益はないのではないか？

◎ 条例改正により、一定の基準を満たす「樹木葬」を定義し、該当する場合には「緑地基準」の適用除外としてはどうか？



## 4 検討の端緒となる事案と改正の方向性（ペット納骨堂）

### ペット納骨堂の計画

宗教法人が既に開設許可を得ている納骨堂に「**ペット納骨堂**」を併設したが、**現行条例に規定されている基準には合致しないため、開設することができない**状況である。

近年はペット葬祭やペット霊園等のニーズが増大しているが、市内で条例の基準に合致する用地を確保することは事実上不可能となっている。

当該宗教法人は、同条件で整備されたペット納骨堂について、墓地条例と同様の運用を求めている。

#### 【問題点】

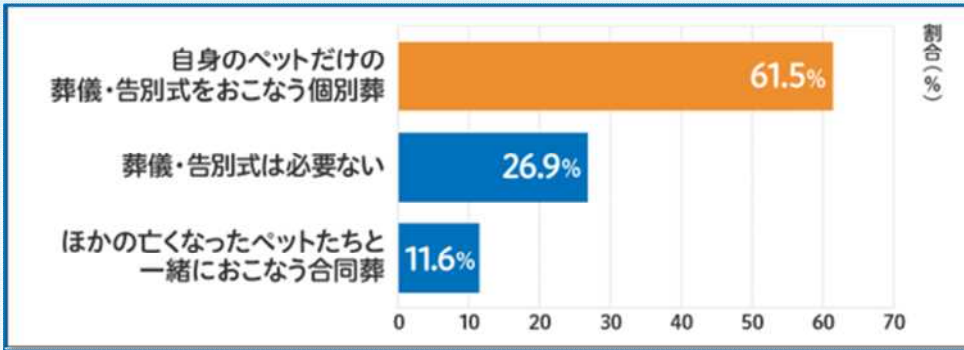
**墓地条例では設置場所の基準、許可申請に関する手続について、一定の条件に該当する場合はこれらの手続が免除されるが、ペット霊園条例にはその規定が存在しないこと。（手続に不均衡が生じる。）**

※現行条例では人用の納骨堂とペット納骨堂の併設が想定されていない。



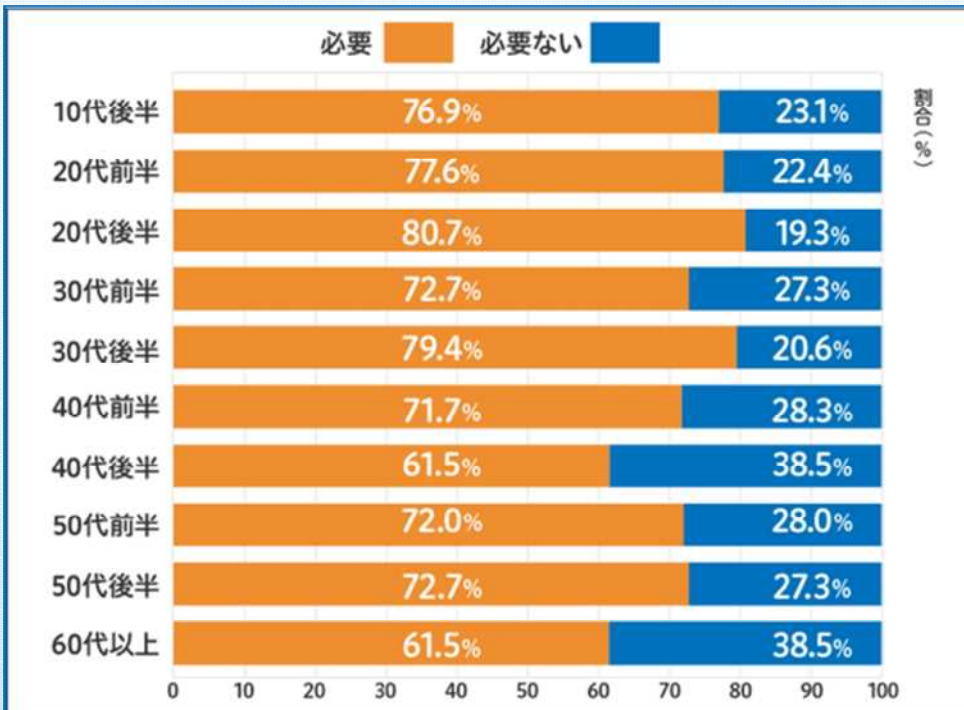
# 《参考》ペットの葬祭ニーズ①

## ▼望ましいペットの葬儀・告別式の形式は？



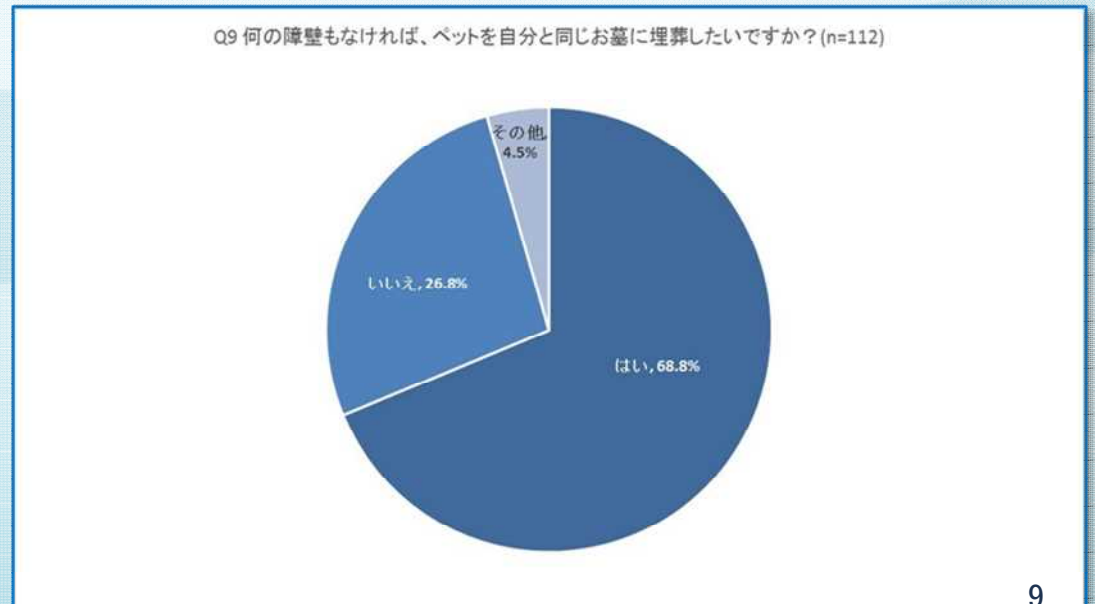
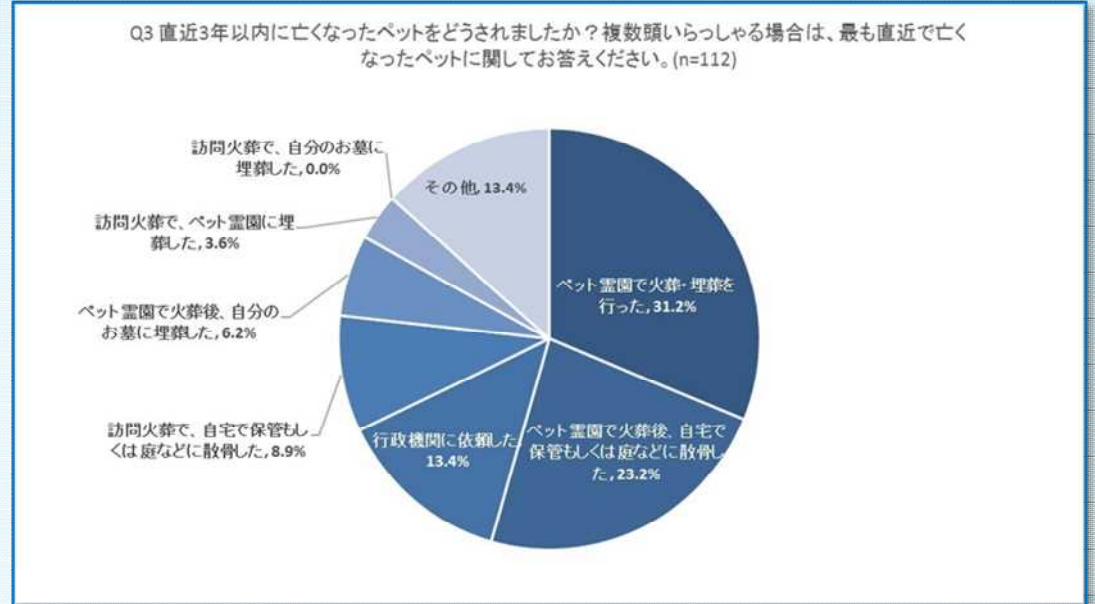
n=761名、単一回答。  
20213月22～22日に実施したインターネット調査による

## ▼ペットの葬儀・告別式は「必要だ」と考える人の年齢層別割合



出典：シェアリングテクノロジー株式会社HP

★現時点では行政機関・公共機関等による統計調査が存在しないため、民間事業者の調査により傾向を示す。



出典：Webサイト"メモリアルなび"が実施したアンケート調査から



## 5 条例改正と課題解決手法の検討（ペット納骨堂）

### (1) ペット霊園条例第13条第2項

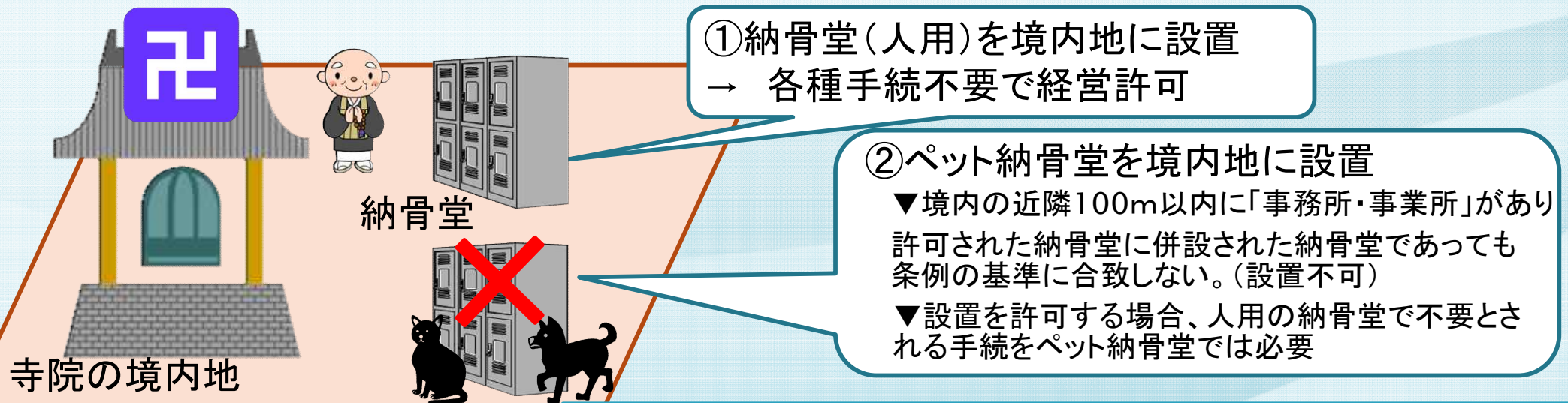
公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び故人又は法人その他の団体が所有する事務所又は事業所の土地の境界から当該ペット霊園の敷地までが100m以上離れていること

### (2) 墓地条例第17条

同条各号に掲げる場合には、墓地等の経営許可を受けようとするときに必要な手続（事前協議、標識の設置、説明会の開催等及び近隣住民との協議）に関する規定の適用除外となる。

第3号 **納骨堂**を既存の墓地の区域内、火葬上の敷地内又は宗教法人法第3条に規定する**境内地**に設置する場合

★ペット条例にはこの適用除外規定がない。



◎条例改正により、**人用とペット用が併設される場合に限り**、人用納骨堂と同じ運用（適用除外）としてはどうか？



## 6 条例改正のスケジュール案

●令和6年3月公布・令和6年4月1日施行を想定

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	●環境審議会への諮問 ○墓地経営法人へのヒアリング(必要に応じて)	●改正案文の作成／例規審査完了	●パブリックコメント	●環境審議会への諮問(改正案文の審議)	●議案上程(3月定例会) (2/15告示、2/22開会)	★条例施行